

令和9年度 相談援助実務の区分一覧表

【目次】

・実務経験証明書 作成例	1
・実務経験証明書作成時の重要なご確認事項	2
・よくある書き間違い例	3
・実務経験の区分	4

【相談援助実務経験について】

本冊子に記載の施設種類・職種において相談援助業務に従事した期間は、本校の「入学資格要件」および「実習免除制度要件」にある『相談援助実務経験』として認められます。

出願者の業務内容が「相談援助実務に該当となる施設種類・職種として認められるか」は、原則、施設・事業所の証明権者様の判断となります。

証明権を有する方と一緒に、施設・事業所での配置等と『相談援助実務の区分一覧表』の内容を照らし合わせて確認のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。

nifis 学校法人 新潟福祉医療学園 **日本こども福祉専門学校 社会福祉士通信学科**

TEL:025-240-4820

〒950-0086 新潟市中央区花園1丁目4番8号
FAX:025-240-4821 E-mail:tw-g@nifis.jp

受付時間：月～金 9:00～17:30 土日祝 休業

※臨時休業を行う場合がございます。その場合には本校ホームページ等にて随時お知らせいたします。

実務経験証明書 作成例

施設種類・職種・コード

実務経験証明書（募集要項 P 4 0・4 2・4 4）

相談援助実務の区分一覧表（本冊子）

施設・事業所・機関職員用

実務経験（見込）証明書

日本こと福祉専門学校長 殿

QRコード

相談援助実務の区分一覧表データ
※本証明書の記入事項記載

フリガナ	****	生年月日	****
氏名	****	氏名	****
施設・事業所・機関の名称	****	施設・事業所・機関の名称	****
施設種類	生活介護を行う施設	施設種類	生活介護を行う施設
職種	生活支援員	職種	生活支援員
施設・職種コード（4ケタ）	1 2 7 1	施設・職種コード（4ケタ）	1 2 7 1

『施設種類』『職種』『施設・職種コード』以外の項目の記入例および記入に関するルールについては、実務経験証明書裏面（募集要項 P 4 1・4 3・4 5）にてご案内しております。必ずご覧ください。

【注意事項】

障害者分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）	1271
自立訓練を行う施設（技能訓練）	サービス員（※7）	1272
自立訓練を行う施設（生活訓練）	★生活支援員（※7）	1281
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	1282
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	1291
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	1292
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	1293
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	1294
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	1301
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	1302
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	1303
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	1621
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	1622
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	1631
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	1632
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	1261
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	2341
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	2351
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	2361
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	サービス員（※7）	2371
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	職業指導員（※7）	2381
就労移行支援を行う施設（就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	2391

◆注意事項◆

「実務経験証明書」の『施設種類』『職種』『施設・職種コード』は、『相談援助実務の区分一覧表』に記載の名称をそのまま書き写してください。

『相談援助実務の区分一覧表』に記載以外の名称および番号で記入した場合には、受付できません。

※上記は「施設・事業所・機関職員用」の様式です。このほかに「病院・診療所職員用」「社会福祉協議会職員用」があります。

複数の施設・職種での実務経験を合算する場合

1か所の施設での従業期間では入学資格要件を満たさない場合でも、過去の勤務歴を含め、複数の施設や職種での従業期間を合算することで入学資格要件を満たす場合にはご出願いただけます。

この場合には、「実務経験証明書」を施設や職種ごとに作成いただく必要がございます。複数の施設や職種に関する証明内容を1枚の「実務経験証明書」にまとめて記載した場合には受付できません。

〈例〉

① 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間、『A事業所』にて『生活相談員』として勤務

▼ 同じ施設内で職種が変更

② 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間、『A事業所』にて『介護支援専門員』として勤務

▼ 同じ法人内で施設を異動

③ 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの1年間、『B事業所』にて『介護支援専門員』として勤務

… この場合、①～③の実務経験を合算し4年分の相談援助実務経験として認められます。

「実務経験証明書」は①～③の従業期間ごとに分けて作成いただく必要がございますので、上記の例では「実務経験証明書」を3枚ご提出いただくこととなります。

実務経験証明書作成時の重要なご確認事項

※出願者および証明書作成者様は、実務経験証明書を依頼・作成前に必ずご一読ください。

実務経験証明書作成上の注意点

- ・実務経験証明書の裏面には記入例がございます。記入例を見ながら各項目をご記入ください。
- ・虚偽の記載や誤りがあった場合及び本人が記入した場合は、入学を無効とします。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。
- ・訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- ・職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、施設・事業所にてこの写しを保存してください。
- ・入学願書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、必ず入学願書に旧姓を明記してください。

「施設種類」「職種」「施設・職種コード」について

- ・出願者の業務内容が「相談援助実務に該当となる施設種類・職種として認められるか」は、原則、施設・事業所の証明権者様の判断となります。施設・事業所での配置等と『相談援助実務の区分一覧表』の内容を照らし合わせて確認のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。
- ・「施設種類」「職種」「施設・職種コード」は、『相談援助実務の区分一覧表』に記載の名称・番号（4ケタ）をそのままの表記でご記入ください。それ以外の名称や省略した場合は受付できません。
※『相談援助実務の区分一覧表』の「施設種類」欄右下に記載されている「1-(2)」等の番号は、学校確認用コードです。「施設・職種コード」ではありませんので、「実務経験証明書」には記入しないでください。

職種の兼務について

- ・福祉に関する相談援助業務以外の職種と兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。
※ただし、管理的業務に従事（兼務）している期間は、「管理職」を主たる業務と見なすため、当該期間は従事期間に含めることができません。

従事期間について

- ・『相談援助実務の区分一覧表』P 1 に記載のとおり、1 か所の施設での従業期間では入学資格要件を満たさない場合でも、過去の勤務歴を含め、複数の施設や職種での従業期間を合算することで入学資格要件を満たす場合にはご出願いただけます。この場合には、「実務経験証明書」を施設や職種ごとに作成いただく必要がございます。
- ・出願時（証明書作成時）に入学資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までをご記入ください。実務経験証明書を見込みで作成した場合は、入学資格に必要な従業期間が満たされた時点で直ちに確定した証明書を再交付してください。（最終提出期限：令和9年3月31日（水）（消印有効））

よくある書き間違い例

◆「施設種類」欄について

書き間違い例	正しい記入方法
「通所介護」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「指定通所介護を行う施設」とご記入ください。
所属する事業所が介護付有料老人ホームであるため、「介護付有料老人ホーム」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「指定特定施設入居者生活介護を行う施設」とご記入ください。
所属する事業所が就労移行支援と就労継続支援の両事業を行っているため、「就労移行支援を行う施設・就労継続支援を行う施設」と記入した。	主たる業務を行っている施設の名称（1つのみ）をご記入ください。

◆「職種」欄について

書き間違い例	正しい記入方法
支援相談員と相談指導員を兼務しているので、「支援相談員・相談指導員」と記入した。	「支援相談員兼相談指導員」とご記入ください。施設・職種コード欄は、[1021]のように、主たる業務である職種のコードをご記入ください。
介護支援専門員と管理的業務を兼務しているので、「介護支援専門員兼管理者」と記入した。	管理的業務に従事（兼務）している期間は、「管理職」を主たる業務であると見なすため、当該期間は「実務経験証明書」内の「従事期間」に含めることができません。
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）で相談援助を行っていたので、「相談援助業務」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「相談援助業務を行っている職員」とご記入ください。
地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として勤務しているので、「主任介護支援専門員」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「包括的支援事業に係る業務を行う職員」とご記入ください。

◆ その他

書き間違い例	正しい記入方法
所属していた事業所が、「精神障害者地域生活支援センター」から「地域活動支援センター」に変更になり、両施設での実務経験を合算しないと実務経験年数を満たさないが、実務経験証明書の「施設種類」欄には、「地域活動支援センター」のみ記入した。	両方の実務を合算しないと実務経験年数を満たさない場合は、「精神障害者地域生活支援センター」と「地域活動支援センター」それぞれの実務経験証明書を作成いただく必要があります。
誤った内容を記入したため、訂正のため出願者本人の印を押印した。	実務経験証明書の訂正は、証明権限を有する代表者の職印（職印欄に押印したものと同一印）を押印してください。
社会福祉協議会が運営する「指定通所介護を行う施設」に勤務しているため、「社会福祉協議会職員用」の実務経験証明書に記入した。	社会福祉協議会が運営する施設等に勤務する職員の方は、「施設・事業所・機関職員用」の実務経験証明書にご記入ください。

実務経験の区分

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
		個別対応職員	1368
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
		保育士	1375
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		心理担当職員	1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	★児童指導員（※2）	1391
		★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401
		★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	★児童指導員（※2）	1411
		★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	★児童指導員（※2）	1421
		★保育士（※3）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
		自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441
		★保育士（※3）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		自立支援担当職員	1456

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童家庭支援センター 1-(8)		相談員 (児童の福祉に関する相談・助言を行う職員) 1461
	里親支援センター 1-(9)		里親制度等普及促進担当者 1641
			里親等支援員 1642
			里親研修等担当者 1643
			家庭支援専門相談員 1644
			自立支援担当職員 1645
			養親等相談支援員 1646
			市町村連携支援員 1647
			レスパイト・ケア担当職員 1648
			障害児里親等支援担当職員 1649
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設 1-(10)	★指導員(※1) 1571
			★児童指導員(※2) 1572
			★保育士(※3) 1573
			児童発達支援管理責任者 1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 1575
			★障害福祉サービス経験者(※4) 1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(10)	★指導員(※1) 1571
			★児童指導員(※2) 1572
			★保育士(※3) 1573
			児童発達支援管理責任者 1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 1575
			★障害福祉サービス経験者(※4) 1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
			児童発達支援管理責任者 1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
			児童発達支援管理責任者 1574
	障害児相談支援事業 1-(11)	相談支援専門員 1581	
		相談支援員 1582	
	乳児院 2-(2)	児童指導員 2511	
		保育士 2512	
		個別対応職員 2513	
		家庭支援専門相談員 2514	
		里親支援専門相談員 2515	
医療型児童発達支援を行う施設 2-(13)	★児童指導員(※2) 5211		
	★保育士(※3) 5212		
	児童発達支援管理責任者 5213		
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 5214		
指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの) 2-(14)	★児童指導員(※2) 2451		
	★保育士(※3) 2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(22)	相談援助業務を行っている指導員 2531		
	個別対応職員 2532		
	自立支援担当職員 2533		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員 2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(85)		小児慢性特定疾病児童等自立支援員 5081	

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	養育支援訪問事業を行っている事業所 2-(91)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く) 2-(92)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2-(93)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2-(94)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
		就労等定着支援員	5264
		支援コーディネーター	5271
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2-(95)	母子支援員	5272
		就労等定着支援員	5273
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2-(96)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2-(97)	相談支援業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2-(98)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関 2-(99)	相談支援業務を行っている職員	5341
民 間 あ っ せ ん 機 関	地域子育て相談機関 2-(100)	相談支援業務を行っている職員	5311
	民間あっせん機関 2-(101)	養子縁組あっせん責任者	5351
		相談員	5352
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(26)	相談支援業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支 地 援 域 事 生 業 活 障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業) 2-(23)	相談支援業務を行っている職員	2541

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 2-(29)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(75)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2-(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。			
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員 1011
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012
		介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員 1021
			相談指導員 1023
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022
		介護医療院 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611
	地域包括支援センター 1-(24)	指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031
			包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) 1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員 2221
	法		計画作成担当者 2222
		指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(42)、2-(46)	生活相談員 2011

高 齢 者 分 野		施設・職種 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	指定短期入所生活介護を行う施設 （基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む） 2-(42)	生活相談員 2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員 2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員 2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(44)	オペレーター 2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者 2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む） 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む） 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員 2191
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る） 2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員 2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員 2911
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員 1051
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む） 1-(21)	生活相談員 1061
	軽費老人ホーム （都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム（A型、B型）、 ケアハウスを含む） 1-(21)	生活相談員 1071
		主任生活相談員 1072
	老人福祉センター （特A型、A型、B型） 1-(21)	相談・指導を行う職員 1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員 1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員 1101
	老人介護支援センター （在宅介護支援センター） 1-(21)	相談援助業務を行っている職員 1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員 2271

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。			

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障 害 者 総 合 支 援 法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
		1- (25)	
		地域活動支援センター	1131
	福祉ホーム	1- (26)	1131
	基幹相談支援センター	1- (27)	1141
	2- (83)	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2831
		身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2841
	身体障害者福祉工場	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2851
		2- (5)	★指導員（※7）
		2- (5)	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
	知的障害者更生施設	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
		2- (6)	精神障害者福祉ホーム
		2- (6)	管理人
	知的障害者授産施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員（※7）
		2- (7)	1231
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員（※7）
	障害福祉サービス事業	2- (7)	1241
		知的障害者通勤寮	★生活支援員（※7）
		2- (7)	1251
		生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1271
		サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1281
		サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1294
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	★生活支援員（※7）
		1- (28)	1301
		サービス管理責任者	1302
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1303
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員
		1- (28)	サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員
		1- (28)	サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		2- (32)	1261
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
		2- (32)	2341

障 害 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業を行う施設 1-(29)		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業を行う施設 1-(30)		相談支援専門員	1601
			相談支援員	1602
	指定相談支援事業を行う施設 2-(35)		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(15)		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(67)		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(68)		障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(69)		障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(71)		改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(73)		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
			生活支援担当職員	2504
職業安定法	公共職業安定所 2-(74)		精神・発達障害者雇用サポーター	2981
			障害学生等雇用サポーター	2982
障害者高次脳機能支援法	高次脳機能障害者支援センター 2-(77)		支援コーディネーター	5411
その他	知的障害者福祉工場 2-(16)		相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)		相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)		地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(39)		地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(40)		相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(70)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921
注意事項 (※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地 域 保 健 法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医 療 法	病院・診療所 1-(12)	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生 活 保 護 法	救護施設 1-(16)	生活指導員	1491
	更生施設 1-(16)	生活指導員	1501
	授産施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-(65)	就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所 2-(66)	支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所 2-(66)	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所 2-(66)	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所 2-(66)	居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設 2-(86)	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所 2-(63)	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労支援準備担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
		住まい相談支援員	2946
		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員	2947
社会福祉法	福祉事務所 1-(17)	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489
	隣保館 2-(9)	生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401
		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403
		相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 2-(10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会 2-(11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2633
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター 2-(89)	女性相談支援員	5201
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター 1-(18)	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設 1-(19)	入所者の自立支援を行う職員	1541

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
保健法 母子	母子健康包括支援センター 2-(79)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設 2-(88)	相談に応ずる職員	5191
並びに 母子及び 寡婦福祉 法	母子・父子福祉センター 1-(22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事 収容施設 法	刑事施設 2-(17)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年 院法	少年院 2-(17)	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
鑑別 所法	少年鑑別所 2-(17)	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生 保護法	地方更生保護委員会 2-(18)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(18)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生 保護事 業法	更生保護施設 2-(19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判 所法	家庭裁判所 2-(84)	家庭裁判所調査官	5131
犯罪被害者等 の支援に 関する法律	犯罪被害者等早期援助団体 2-(102)	相談業務等を行う者	5421
労働者 災害 補償保 険法	労災特別介護施設 2-(20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に 対する法律	難病相談支援センター 2-(76)	難病相談支援員	5061
成年後見制度の 利用 促進に 関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5141

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	就業支援事業を行っている施設 〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業〕 実施要綱に基づく事業 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 実施要領に規定する事業 2-(55)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている専任の職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	地域若者サポートステーション 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5161
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
	若年被害女性等支援事業を行う事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(103)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等〕において実施する事業	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

査察指導員等の5職種（社会福祉士短期通信学科向け）

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童福祉法		
児童相談所	児童福祉司	1361
身体障害者福祉法		
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
	老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）（※8）	1474
注意事項 （※8）老人福祉指導主事とは、所員に対し、指導監督を行う社会福祉主事（スーパーバイザー）をいいます。 上記の5職種は都道府県・指定都市の上記相談機関または福祉事務所に配置されるものです。 なお、福祉事務所の場合は、査察指導員、老人福祉指導主事が受験資格となりますが、その中には現業員・ケースワーカー（ただし、社会福祉士一般通信学科のコード1481には該当）、事務担当者は含まれません。		